

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、府中町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年二月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
栄寿館	安芸郡府中町本町五丁目三番一八号	平成二十六年一月二五日